



従業員の健康管理の基本と法律実務

—安全配慮義務の履践と実務上の留意点—

- ☑ 安全配慮義務の基本判例とその後の裁判例の傾向を学ぶ
- ☑ 健康管理上の注意義務として求められることは何か

労働契約法5条は「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」とし、これまでの判例の考え方を確認的に規定しています。働く者の生命、身体等の安全の確保は、労務コンプライアンスの実践にあたっての最重要テーマといえます。本セミナーでは、安全配慮義務の基本判例とともに、安全配慮義務を果たす上での留意点をケーススタディを交えて解説します。

日時 令和4年11月16日(水)
午後3時～5時

講師 弁護士 山中 健児
(石寄・山中総合法律事務所代表弁護士)

開催方法 WEB開催

定員 100名

(Microsoft Teams meeting を使用)

対象者 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費 5,500円(税抜5,000円)

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

申込方法 FAX又はメールでお申し込みください(申込み〆切り11月10日(木))。

【講義プログラム】

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 雇用社会の変容と健康管理の重要性 | (4) 義務の履践にあたってのポイント |
| (1) 雇用社会の変容 | 4. 労災認定基準と安全配慮義務 |
| (2) 健康管理の重要性 | (1) 労災認定の仕組み |
| 2. 労働災害と民事損害賠償 | ア 脳・心疾患 イ 精神障害 |
| (1) 労災補償制度の仕組み | (2) 予防のための取り組み |
| (2) 民事損害賠償との違い | ア 長時間労働 イ 各種ハラスメント |
| 3. 安全配慮義務の基本的理解 | 5. ケーススタディ(近時の裁判例より) |
| (1) 使用者の安全配慮義務 | (1) 何が判断の決め手となったか |
| (2) 労働者の自己保健義務 | (2) 教訓とすべきこと |
| (3) 基本となる最高裁判例 | 6. 質疑応答 |

【年内の開催予定】 12月15日(木) 午後3時～5時(テーマ:私傷病休職)

参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい)※申込み〆切り11月10日(木)

「従業員の健康管理の基本と法律実務」 日時：令和4年11月16日(水)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名 参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円) ※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ()	FAX ()
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名様までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい) 送付先住所 所属・役職・ご担当者氏名	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。